

## 論 文

## 分割地所有の歴史的前提

—イギリスの封建制から資本制への過渡期における  
「資本制的借地農業者」の性格規定—

東 井 正 美

## I 問題の所在

マルクスは、『資本論』第3巻第24章「資本制地代の発生史」第5節「分益経営と農民的分割地所有」において、農民的分割地所有という形態の歴史的前提について、以下のように述べている。

「土地所有〔農民的分割地所有〕のこの形態は、これまでの古い諸形態のばあいと同じように、農村人口が都市人口に比べて数的にはるかに優勢だということ、したがってともあれ資本制的生産様式が支配的だとしてもその発展度が相対的にまだ低く、したがってまた他の生産諸部門でも資本の集積が狭い限界内で運動して資本分散が優勢だということである。事態の本性上、このばあいには、農村生産物の圧倒的部分が、その生産者である農民たちじしんの直接的な生活維持手段として消費され、それ以上の超過分だけが商品として都市との商業に入りこむに違いない<sup>1)</sup>」。

1) Karl Marx, „Das Kapital,“ herausgegeben v. Marx-Engels-Lenin-Institut, Bd. III, S. 856. 以下, K III, S. 856. というように略記する。Das Kapital, Bd. III, (MEW, Bd. 25), S. 813. 以下, K III (MEW, Bd. 25) S. 813 というように略記する。訳本。長谷部文雄訳『資本論4(第3部下)』<世界の大思想21>(河出書房新社, 1965年)290ページ。以下, 河出版④290ページ, というように略記する。向坂逸郎訳『資本論』第3巻第2部(岩波書店, 1967年)1,005ページ。以下, 岩波書店版 III, 1,005ページ, というように略記する。『マルクス=エンゲルス全集』第25巻第2分冊(大月書店, 1967年)1,031ページ。以下, 大月版 III, 1,031ページ, というように略記する。訳文は原則として長谷部訳本による。

上の引用文中の題題点は、「ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしても」という一句は何を意味するのか、ということである。この題題点を、井上周八教授は的確に整理されて、以下のように述べられている。

「それ〔「ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしても」という一節にたいする疑問〕は、マルクスはここで分割地所有の前提として、『ともあれ資本制生産様式が支配的である』とのべているが、その意味はこの資本制生産様式が工業部門において支配的であるのみならず、農業部門の中でも分割地所有と併存している状態をさすものなのか、それとも農業以外の他の諸部門においては資本制生産様式が支配的であるが、農業においては分割地所有に基づく小農民経営が支配的な場合をさすものなのかという問題である。この点に対する解釈は今のところ二通りみられる。すなわち〔A〕農業生産部門が分割地経営により支配的に埋められているとする解釈。たとえば裕正夫氏は世界市場や商業やマニュファクチュアの相対的にかなり高度の発展段階における資本主義的工業と農民的農業から成る社会的分業をもって構成される一国を想定（「農民的分割地所有制における穀物価格の決定」、『マルクス経済学の研究』上巻、203頁）しており、また 暉峻衆三氏は農民的分割地所有は『類型理論としての抽象性のもとで論ぜられている』（「農産物価格論における若干の問題点」、『マルクス経済学体系』下巻、345頁、傍点は原文）とし、『前提となるのは、農業が分割地農民によって一様にうめつくされており、工業部門では発展度は相対的にまだ低いとはいえ、『ともあれ資本制生産様式が支配的』であるということである』（同上346頁、傍点は原文）とされ、さらに玉城哲氏の場合も、分割地所有論の『理論的な中間性を証明するもの』、『抽象化された理論的規定』であるとの見地から、第47章の分割地所有論は農業における分割地所有の支配的な場合を想定しているものと解釈を下している。

上の引用原文中に以下の一文がある。

„ Wenn auch sonst kapitalistische Rroduktionsweise herrscht, …… “

この文中の „sonst,“ は、河出版では「ともあれ」と訳出され、岩波版では「他の方面では」と訳出され、大月版では「その他の点では」と訳出されている。

„sonst“ を、「他の方面では」、または「その他の点では」と訳出したのでは「その他の方面」または「その他の点」が何を指すのかばく然としてよくわからない。sonst を「さもなければ」と訳出するのが正訳と思われるが、しかし長谷部文雄氏の訳出である「ともあれ」が当たらずとも違からずというよりも、むしろ、ここでは適訳とさえ思われる。なぜ適訳かは、本稿全体のなかで明らかになるであろう。したがって、本訳文では、„sonst“ の訳出を、「ともあれ」という長谷部文雄氏の訳出したがった。

『『分割地所有』の理論的性格について』、『農村研究』第8号所収)。この通説に対し、〔B〕農業生産部門に農民的分割地経営と近代的借地農業者による資本主義的経営とが併存しているとする井上晴丸・宇佐美誠次郎氏の解釈がある。すなわちマルクスの分割地農民は『資本主義的農業との並存を論理的前提とした範疇となっている（「資本蓄積と小商品生産」、『思想』1957年第1号、43頁）、『事実、自営農民の自由な分割地所有の典型であるイギリスのヨーマンにしても、フランスの分割地所有農民にしても、農業生産をそれ一色で埋めつくしているわけではなく、一部に発生している農業資本家企業と併存したものであった』(同上「日本における資本蓄積と半封建制」、『思想』1957年第2号、86頁)、そしてこの資本主義的農業生産部門にあつては生産価格の法則が支配的に作用している、とするものである<sup>2)</sup>」。

かように、問題点は、分割地所有の歴史的前提についての叙述のなかでの、「ともあれ資本制的生産様式が支配的である」という一文が、何を意味するかということである。すなわち、それが「この資本制生産様式が工業部門において支配的であるのみならず、農業部門の中でも分割地所有と併存している状態をさすものなのか、それとも農業以外の他の諸部門においては資本制生産様式が支配的であるが、農業においては分割地所有に基づく小農民経営が支配的な場合をさすものなのか」という問題である」。

この問題が本稿の考察の対象である。分割地所有論は、井上周八氏がいみじくも表現されているように、「資本制地代の発生史論の対象として<sup>3)</sup>」論じられている。したがって、上述の問題も、地代論的視点から考察しなければならない。それゆえに、イギリスの封建制から資本制への過渡期に存在していた、「富裕な『資本制的借地農業者(Kapitalpächter)』」の性格の検討も、当然になされなければならないのである。

次のことを断わっておこう。本稿では、前述の課題を、みずから実証史的に検証して歴史的具体的な史実的解明をしようとするものではない。ここで

- 
- 2) 井上周八「『農民的分割地所有』の基礎的考察」『立教経済学研究』第13巻第1号、1959年6月、245—6ページ。(同氏『農業経済学の基礎理論』〔東明社、1967年〕に再録)。
  - 3) 井上周八、前掲稿、248ページ。

は、主として『資本論』での、前述の問題に関連する叙述をせん索して、それをよりどころとしてその問題の理論的解明にあたらうとするものである。

## II イギリスの過渡期における分割地農民と「資本制的借地農業者」との併存について

まず、農民的分割地所有(das bäuerliche Parzelleneigentum)について、明らかにしておこう。マルクスは、これについて以下のように述べている。

「さらに分割地所有。農民はこの場合には、同時に、彼の土地の自由な所有者であつて、彼の土地は彼の主要な生産用具として現われ、彼の労働と資本のための不可欠な就業場面として現われる。この形態では借地料は支払われない。したがって、地代は剰余価値の区分された形態としては現われぬ。といつても、地代は、ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、他の生産諸部門と比べての超過利潤として、しかしおよそ農民の労働の全収益と同じく農民のものになる超過利潤として、現われるのではあるが<sup>4)</sup>」。

マルクスは、農民収奪の運動の「歴史的不可避性」(die „historische Unvermeidlichkeit“)を明言的に西ヨーロッパ諸国に限定して叙述しているが<sup>5)</sup>、農民的分割地所有論もこの例に漏れず、西ヨーロッパ諸国に限定して、封建制から資本制への過渡期の農民的分割地所有論を展開している。マルクスは、以下のように述べている。

「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は、支配的で正常的な形態としては、一方では、古典的古代の最良時代の社会の経済的基礎をなすが、他方では、近代的諸国民の

4) K III, S. 856. K III (MEW, Bd. 25) S. 812—3. 河出版④, 289—90ページ。岩波版 III, 1,005ページ。大月版 III, 1,030—1ページ。

5) マルクスは言う、「『資本主義体制の基礎には、生産手段からの生産者の徹底的な分離がある。——この全発展の基礎は農民の収奪である。それはイギリスで最も徹底的なやり方で遂行された。……しかし、西ヨーロッパのすべての他の国も、同じ運動を通過する。』(『資本論』フランス語版315頁。)

かように、この運動の『歴史的不可避性』は明言的に西ヨーロッパの諸国に限られています」(K・マルクス「1881年3月8日付けのザスリッチあての手紙」(Karl Marx, Friedrich Engels, Werke•Bd. 35, S. 166. 岡崎次郎訳本, (法政大学出版局, 1967年)307ページ。)

もとでは、封建制的土地所有の解体から生じてくる諸形態の一つとして見いだす。たとえば、イギリスのヨーマンリー〔yeomanry〕、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民がそれである。ここでは植民地については語らない。というのは、独立農民は植民地では別の条件のもとで発展するからである<sup>6)</sup>。

しかし、マルクスは、近代的諸国民のもとで封建制的土地所有の解体から生ずる諸形態一つとして見出される自営農民の自由な分割地所有というこの形態として、イギリスのヨーマンリー、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民を例示するにとどまり、それらの農民層については具体的に論じていない。イギリスのヨーマンリーの生成、発展、消滅については、『資本論』第1巻第23章「資本制的蓄積の一般的法則」および第24章「いわゆる本源的蓄積」において詳論されている。マルクスは、この第24章「いわゆる本源的蓄積」の第1節「本源的蓄積の秘密」で、次のように述べている。「農村生産者

6) KⅢ, S. 858. KⅢ (MEW, Bd. 25) S. 815, 河出版④291ページ。岩波版Ⅲ, 1,007—8ページ。大月版Ⅲ, 1,033ページ。

B. M. ラヴロフスキーは、『近代イギリス土地制度史と地代論』での第1章で、この点について以下のように言及している。

『『封建的土地所有の解体から生じてくる』(『資本論』第3巻, 国立政治図書出版所, 1953年, 819ページ [『マルクス=エンゲルス全集』第25巻第2分冊(大月書店版), 1,033ページ]) 諸形態の一つとして農民の自由な小所有(分割地所有)が発生するというマルクスによって定式化された法則性は、イギリス・ヨーマンリだけではなく、スウェーデンにおける農民身分やフランスおよび西ドイツの農民層などにたいしてもあてはまる。農業史の専門家たちの課題は、マルクスのこの重要な理論的命題を前記の西ヨーロッパ諸国(いわゆる『旧来の荘園』の地域)の農業発展の具体的諸事実の分析に適用するという点にある。東ヨーロッパ諸国(『再版農奴化』の地域)や植民地(アメリカ合衆国をもふくむ——マルクスは『資本論』第3巻第47章, 819ページ [1,033ページ]においても、また、第1巻第24章においても植民地については述べていないが、『資本論』第1巻第25章という特別の章によってこの問題を取りあつかっている——)における『独立農民』の発展の諸条件は、これとは異なっている」(福富正実訳書, (未来社, 1972年) 26—7ページ)。

私もすでに、分割地所有論では植民地における独立農民(アメリカの独立農民)が除外されていることを強調し、その論拠を論じておいた。東井稿「分割地所有の性格規定」, 関西大学『経済論集』第16巻第3号<1966年9月>27—32ページ)。

すなわち農民からの土地収奪の歴史は、国が異なれば異なる色彩をおび、また、順序を異にし歴史的時代を異にするさまざまな段階を通過する。それはイギリスでのみ古典的形態をとるのであって、だからわれわれはイギリスを例にとるのである<sup>7)</sup>。したがって、『資本論』第1巻第23章および第24章ではマルクスは、イギリスを念頭において、自由で自営の農民層を論じている。それゆえ、ここでの考察も、マルクスが論述したイギリスの独立農民層であるヨーマンリーにもっぱら限定せざるをえなかった。

まず、マルクスにしたがって、イギリスの封建制から資本制への過渡期を設定しておこう。

『資本論』第1巻第24章第2節の冒頭で、マルクスは言う、「イギリスでは農奴制が、14世紀の終わりごろにはすでに事実上消滅していた。人口の大多数は、当時には、また15世紀にはさらにいっそう、自由で自営の農民から成りたっていた。たとえ彼らの所有がいかなる封建的看板によって隠ぺいされていようとも<sup>8)</sup>」。したがって、イギリスの封建制から資本制への過渡期の始まりを、14世紀の終わりごろとしよう。

マルクスは、例の第23章「資本制的蓄積の一般的法則」の第5節「資本制的蓄積の一般的法則の例証」のなかで言う、「近代的農業は、イギリスでは18世紀の中ごろから始まる。もっとも、変化した生産様式の出発点たる基礎としての土地所有諸関係の変革は、はるかに古いものだが<sup>9)</sup>」。また、例の第24章「いわゆる本源的蓄積」の第2節「農村民からの土地の収奪」において、次のように述べられてある。「17世紀の最後の数10年間には、まだ独立農民層であるヨーマンリーが借地農業者階級よりも多数であった。……1750年ころにはヨーマン

7) K I, S. 754. K III (MEW, Bd. 23) S. 744. 河出版①563ページ。岩波版 I, 897ページ。大月版 I, 936ページ。

8) K I, S. 755, K I (MEW, Bd. 23) S. 744-5. 河出版①563ページ。岩波版 I, 898ページ。大月版 I, 936ページ。

9) K I, S. 710. K I (MEW, Bd. 23) S. 702. 河出版①530ページ。岩波版 I, 844ページ。大月版 I, 878ページ。

ンリーが消滅し、18世紀の最後の数10年間には農耕民の共同地の最後の痕跡もなくなった<sup>10)</sup>」（傍点は東井）。したがって、イギリスの封建制から資本制への過渡期の終わりを、18世紀の中ごろと見なしてよいであろう。

それゆえに、イギリスの封建制から資本制への過渡期は、農奴制が事実上消滅していた14世紀の終りころから、ヨーマンリーがほぼ消滅し、近代的農業が始まる18世紀の中ごろと見なすことにしよう。

例の第24章「いわゆる本源的蓄積」の第4節「資本制的借地農業者の創生記」において、マルクスは、イギリスの資本制的借地農業者の生成について、以下のように論述している。

「15世紀中、独立の農民、および、賃労働のかたわら同時に自作もする農僕が自分の労働によって自らを富ませていたあいだは、借地農業者の境遇とその生産場面は同じように平凡なものであった。ところが、農業革命が、15世紀の最後の3分の1期に始まり、ほとんど16世紀ぜんたい（とはいえ最後の2、30年を除く）にわたって続いたが、この農業革命は、農村民を貧困化したのと同じ速さで、借地農業者を富裕化した。共同牧場などの横奪によって、彼は、ほとんど無費用でその家畜数をはなはだしく増加することができたが、同時にその家畜は、土地耕作のためのいっそう豊富な肥料を彼に提供した<sup>11)</sup>」。

「16世紀には決定的に重要な一契機がつけ加わった。当時には、借地契約が長期で、99か年というのもしばしばあった。貴金属したがって貨幣の価値の継続的減少が、借地農業者に黄金の果実をもたらした。以前に詳述した他のいっさいの事情は別としても、この価値減少は賃賃を低下させた。この賃賃の一部分が借地農業利潤につけ加えられた。穀物や羊毛や肉類の、要するにすべての農業生産物の継続的な価格騰貴が、借地農業者の力をまたないで彼の貨幣資本を膨張させたが、彼の支払わねばならない地代は古い貨幣価値で契約されていたのである。かくして彼は、自分の賃労働者と自分の地主とを犠牲にして、自らを富裕にした。だから、16世紀末のイギリスに、当時の事情からみて富裕な『資本制的借地農業者』（Kapitalpächter）という一階級をもっていたのは、少しも不思議ではな

10) K I, S. 761. K I (MEW, Bd. 23) S. 750—1. 河出版 ①567ページ。大月版 I, 905 ページ。大月版 I, 944 ページ。

11) K I, S. 782—3. K I (MEW, Bd. 23) S. 771. 河出版 ④, 582 ページ。岩波版 I, 929 ページ。大月版 I, 970 ページ。

い<sup>12)</sup>」。

さらに、第24章第2節「農村民からの土地の収奪」での以下の叙述をつけ加えておこう。

「独立のヨーマンに代わって、任意借地農業者、すなわち1年前の予告によって契約を解除される比較的小さい借地農業者であり、地主の意のままになる隷従的な一群が現われたが、国有地の盗奪とあいまって、殊に、組織的に行われた共同地の窃盗は、かの、18世紀に資本借地農場 (*Kapital-Pachten*) または 商人借地農場 (*Kaufmanns-Pachten*) と呼ばれた大借地農場を膨張させ、農村民を工業のためのプロレタリアートとして『遊離』させることを助けた<sup>13)</sup>」。

次に、「自由で自営の農民」についての、マルクスの叙述を見ておこう。第24章第2節「農村民からの土地の収奪」の冒頭で、「自由で自営の農民」について、以下のように叙述されている。

「イギリスでは農奴制は、14世紀の終わりごろにはすでに事実上消滅していた。人口の大多数は、当時には、また15世紀にはさらにいっそう自由で自営の農民から成りたっていた。たとえ彼らの所有がいかなる封建的看板によって隠べいされていようとも。比較的大きい領主直営農場では、以前にはみずからが農奴であった土地管理人 (*bailiff*) が、自由な借地農業者によって駆逐されていた。農業上の賃金労働者は、一部分は、自分の余暇を大土地所有者のもとでの労働によって利用した農民から成りたち、一部分は、相対的にも絶対的にも数の少ない自立する本来の賃金労働者階級から成りたっていた。後者も事実的には、同時に自営農民 (*selbstwirtschaftende Bauern*) であった。というわけは、彼らはその賃金のほかに、4エーカー以上の耕地と小屋とを分与されていたからである。のみならず、彼らは本来の農民とともに共同地の用益権を享有したのであるが、この共同地は、彼らの家畜の放牧場であると同時に、彼らに燃料である薪や泥炭なども提供した。ヨーロッパのどこの国でも、封建制的生産は、できるだけ多数の臣下のあいだへの土地の分割 (*Teilung des Bodens*) によって特徴づけられている。封建的領士の権力は、どの主権者の権力とも同じように、彼の地代帳の長さではなく 臣民の数に基づくのであ

12) K I, S. 783—4. K I (MEW, Bd. 23) S. 771—2. 河出版①, 583ページ。岩波版 I, 929—30ページ。大月版 I, 970—1ページ。

13) K I, S. 763—4. K I (MEW, Bd. 23) S. 753. 河出版①, 569ページ。岩波版 I, 908ページ。大月版 I, 947ページ。

て、この数は自営農民の数に依存していた。だから、イギリスの土地は、ノルマン人による征服後には巨大なバロン領に分割され、その中にはただ一つで900もの旧アングロサクソン貴族領を包括するものもしばしばあったとはいえ、そこには小さい農民経営がいっぱいあって、ただ、ここかしこに比較的大きい領主直営農場が点在していただけである。かような事情は、15世紀を特色づける都市の繁栄とあいまって、かの大法官フォーテスキューがその著『イギリス法の讚美』で雄弁に描写しているような人民的富を可能にしたが、しかし資本的富を排除した<sup>14)</sup>」。

14) K I, S. 755—6. K I (MEW, Bd. 23) S. 744—5. 河出版 ①, 563ページ。岩波版 I, 898ページ。大月版 I, 936—7ページ。

周知のように、「たとえ彼ら〔自由で自営の農民—東井〕の所有がいかなる封建的看板によって隠ぺいされていようと」という一文は、かつてわが国の学界で大論争の的となったものである。しかし、この論議についてはここでは言及しないが、B. M. ラヴロフスキーの次の興味深い見解を紹介しておこう。

「(1)封建的所有を土地にたいする封建領主の所有として規定するばあいの定義と、イギリス農民たちの占有権を『封建的看板』によって隠蔽された『所有』として規定している『資本論』第1巻第24章第2節においてマルクスによってあたえられた定義とのあいだの矛盾は、外見的なものにすぎない。じつに、これは、封建的所有の発展と解体とにかんする封建的所有の同一の問題の密接にむすびつきあった二つの相異なる側面をあらわしている。

(2)……ところが、封建的土地関係が解体して封建地代の最後の形態である貨幣形態への移行がおこなわれる時代にとっては、別の傾向が特徴的である。すなわち、このばあいには農民たちの占有権がある程度は強固になり発展し、これらの占有権の規模と内容が拡大していく。まさにこのようなことを根拠にして、マルクスは、イギリス・ヨーマンリのなかに編入されつつある14世紀末—15世紀のイギリス農民たちにたいしては『封建的看板』によって隠蔽された『所有』という表現をもちいている。このばあいのイギリス・ヨーマンリの大衆は、コピー・ホルダー農民と若干の部分の農民型のフリー・ホルダーとからなりたっていた。

(3)それゆえに、『資本論』第1巻の721ページ〔『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻第2分冊、936ページ〕におけるマルクスの定式（『封建的看板』によって隠蔽された『所有』、すなわち、『封建的な』所有—同上、723ページ〔938ページ〕は、『伝統による土地占有者』が『土地所有者としての領主』に対立させられている事例（『資本論』第3巻、810ページ〔『マルクス＝エンゲルス全集』第25巻第2分冊、1,022ページ〕）とならんで、議論の余地もなくまったく正確である。それだけではない。この定式は、封建的土地関係および地代関係が解体し、貨幣地代への移行がおこなわれ、とくにこの貨幣地代が『さらに発展する』ような時代における農民的土地所有の

「17世紀の最後の数10年間には、まだ、独立農民層であるヨーマンリーが、借地農業者階級よりも多数であった。彼らはクロムウエルの主力をなしたのであって、マコーレーの告白によっても、飲んだくれの泥臭貴族や、そのお抱者で主人の『愛しよう』と結婚しなければならなかった田舎僧りよりも有利な状態であった。1750年ころにはヨーマンリーがほぼ消滅し、18世紀の最後の数10年間には農耕民の共同地の最後のこん跡もなくなった<sup>15)</sup>」。

以上のマルクスの叙述から読み取られることは、次のことである。すなわち、16世紀末のイギリスに、「富裕な『資本制的借地農業者』という一階級」が存在していたということであり、資本制的借地農業者が支配的となるのは、ヨーマンリーがほぼ消滅し、近代的農業が始まる18世紀の中葉以後のことであるということであり、問題の少数の「資本制的借地農業者」が圧倒的多数の独立自営農民層であるヨーマンリーと同時に併存していたということである。

ここで確認しておくべきことは、16世紀末のイギリスには、独立のヨーマンリー(=分割地農民)と「資本制的借地農業者」と同時に併存していたということである。この独立のヨーマンリーと「資本制的借地農業者」との数的存在を対比すれば、疑いもなく、独立のヨーマンリーが圧倒的多数で「資本制的借地農業者」が少数だといえるであろう。

ここで、視点を変えて、当時、封建的貨幣地代が「支配的地位」をしめていたか、それとも資本制的地代が「主導的な役割」を演じていたのではなかろうか、という問題を考えてみよう。この問題点について、B. M. ラヴロフスキー氏は、以下のように問題を提起して、それに答えている。

「ブルジョア革命の前夜および革命後には、いかなる形態の地代が、その経済的意義の点では優勢的であったのであろうか？ 優勢的なのは封建的貨幣地代であったのか、それ

---

発展の一定の法則的傾向をも反映している。貨幣地代が『さらに発展する』ばあいにもたらされる諸結果(慣習法による伝統的な保有地の『自由な農民的所有』への転化である第1事例)が、『資本論』第3巻の811ページ[1,023ページ]において問題にされている(傍点は原文のまま)(福富正実訳, 前掲書, 25—6ページ)。

15) K I, S. 761. K I (MEW, 23)S. 750—1.河出版①, 567ページ。岩波版 I, 905ページ。大月版 I, 944ページ。

とも、資本主義的地代であったのか？」「E・A・コスミンスキーは、すでに13世紀には貨幣地代が優勢的であったと立証した。封建的貨幣地代が、17世紀において『支配的地位』をしめていたとはどうい考えられない。主導的な役割は、もはや資本主義的地代へ移行していなかったであろうか？ 『まだ17世紀の後半の数10年間においては、……ヨーマンリーは、借地農業者階級よりも多数であった』。もしこのことが疑いないと認められさえすれば、17世紀とくに17世紀末のばあいには、農民によって支払われた封建地代がイギリス農村において『支配的地位』をしめていたということにはもはやならないであろう。なぜならば、比較的少数の借地農業企業家たちが、（総額の点で、また、マナー経済におけるその意義の点で）いちじるしくより高い資本主義的地代を支払っていたかもしれないからである。資本主義的地代は、疑いもなく、18世紀においては完全に優勢的になってくる。これこそが、17世紀のブルジョア革命と1689年の革命とにつづいた1世紀間におけるイギリス農民層の徹底的な収奪をもたらすのである<sup>16)</sup>」。

この引用文で注目に価することは、イギリスのブルジョア革命の前夜および革命後には、「主導的な役割」が、もはや資本制的地代へ移行していたであろう、ということである。節をあらためて、16世紀末のイギリスに存在していた「資本制的借地農業者」の性格を地代論的視角から検討することにしよう。

かように、イギリスの封建制から資本制への過渡期——農奴制が事実上消滅していた14世紀の終りごろから、ヨーマンリーがほぼ消滅し、近代的農業が始まる18世紀の中ごろまで——において、「資本制的借地農業者」が独立農民層であるヨーマンリーと同時に併存していたのは、16世紀末以降のことであると見なされるであろう。したがって、イギリスのその過渡期において、「資本制的借地農業者」とヨーマンリーとが同時に併存していたかどうかを考察するにあたっては、イギリスの過渡期を区分して前半と後半とにわけて考察する必要があるであろう。具体的に言えば、農奴制が事実上消滅していた14世紀の終りころから、「富裕な『資本制的借地農業者』という一階級」がヨーマンリーと同時に存在していた16世紀末までをその過渡期の前半として、その時期から、ヨーマンリーがほぼ消滅し、近代的農業が始まる18世紀の中ごろまでを、その過渡期

16) 福富正実訳，前掲書，89—90ページ。

の後半となす。

したがって、イギリスの封建制より資本制への過渡期の前半では、農業部門が分割地農民に一樣に埋めつくされているという解釈（「〔A〕農業生産部門が分割地経営により支配的に埋められているとする解釈」）が成立し、その過渡期の後半になれば、農業生産がヨーマンリー一色で埋めつくされているわけではなく、一部に発生している農業資本家企業と併存していたという解釈（「〔B〕農業生産部門に農民的分割地経営と近代的借地農業者による資本主義的経営とが併存しているとする井上晴丸・宇佐美誠次郎氏の解釈」）が成り立つことになるであろう。これがここでの結論である。

以上を総括すれば、以下のようになる。

第1に。マルクスにしたがって、イギリスの封建制から資本制への過渡期を設定すれば、この過渡期は、農奴制が事実上消滅していた14世紀の終わりころから、ヨーマンリーがほぼ消滅し、近代的農業が始まる18世紀の中葉とみなしてよいであろう。

第2に。さらにイギリスの過渡期を前半と後半とにわけて、「資本制的借地農業者」と独立農民層であるヨーマンリーとの同時に併存していたかどうかの問題を、考察することが便宜的であろう。その前半は、14世紀の終りころ——このころ農奴制が事実上消滅していた——から、16世紀末——当時、富裕な「資本制的借地農業者」という一階級が存在していた——までとなし、後半は、16世紀末から、ヨーマンリーがほぼ消滅し、近代的農業が始まる18世紀の中葉に至るまでとする。

第3に。イギリスの封建制から資本制への過渡期のその前半では、農業部門が分割地農民に一樣に埋めつくされていたと考えられ、「〔A〕農業生産部門が分割地経営により支配的に埋められているとする解釈」が成り立ち、その過渡期の後半では、農業生産部門がヨーマンリー一色で埋めつくされているわけではなく、一部に発生している「資本制的借地農業者」と併存していたので、「〔B〕農業生産部門に農民的分割地経営と近代的借地農業者による資本主義的経営と

が併存しているとする井上晴丸・宇佐美誠次郎氏の解釈」が成り立つことになるであろう。

第4に。17世紀の最後の数10年間には、まだ独立農民層であるヨーマンリーが借地農業者階級よりも多数であったが、比較的少数の「資本制的借地農業者」は、当時の借地農業者のなかで支配的であった。そして彼らは、資本制地代（差額地代と絶対地代）を支払っていたといえよう。

結論すれば、「ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしても」という一文は、この資本制的生産様式が工業部門において支配的であるのみならず、イギリスの封建制から資本制への過渡期の後半においては、資本制的借地農業者は多数のヨーマンリーと同時に併存していたということを意味する。資本制的借地農業者は、借地農業者たちのなかで、支配的な地位を占め、したがって資本制地代が主導的な役割を演じていたであろう。少数の資本制的借地農業者と多数のヨーマンリー層との数的比重は、18世紀中葉へむかって、徐々に逆転してゆき、18世紀中葉にはヨーマンリーはほぼ消滅していたのであった。

### Ⅲ 16世紀末のイギリスでの「質本制的借地農業者」の性格規定

ここでは、16世紀末のイギリスに存在していたという「資本制的借地農業者」の性格を、地代論的視角から考察することにしよう。

マルクスは、『資本論』第1巻第24章第2節「農民民からの土地の収奪」において、「資本制的生産様式の基礎を創造した変革の序曲は、15世紀の最後の3分の1期および16世紀のはじめの数10年間に演ぜられた。サー・ジェームズ・スチュアートの適切な言葉では『いたるところ用もなく邸宅を充たしていた』封建的家臣団の解体によって、無一物なプロレタリア大衆が労働市場に投げだされた<sup>17)</sup>」、という。そして、第24章第3節「15世紀末以来の被収奪者にたいする流血的立法。労賃圧下のための諸条例」の冒頭において、マルクスは

17) K I, S. 756. K I (MEW, Bd. 23) S. 746. 河出版①, 564ページ。岩波版 I, 899ページ。大月版 I, 938ページ。

言う、「封建的家臣団の解体によって、また断続的で暴力的な土地収奪によって追放された人々、この無保護なプロレタリアートは、それが生み出されたのと同じ速さでは、新興マニュファクチュアに吸収することはできなかった<sup>18)</sup>」と。

そしてマルクスは、第12章第1節「マニュファクチュアの二重起源」の冒頭において、本来的マニュファクチュアの時代を、「16世紀中葉から18世紀の最後の3分の1期にいたる<sup>19)</sup>」と規定している。

イギリスの問題の「資本制的借地農業者」は「本来的マニュファクチュアの時代」に照応していたのであった。

さて、いよいよ、16世紀末のイギリスに存在したという「富裕な『資本的制借地農業者』」の性格を検討しよう。

まず、手掛かりとして、第11章「協業」における次のマルクスの叙述をみよう。「大農業 (großer Agrikultur) というのは、マニュファクチュア時代に照応したものであって、同時に使用される労働者の数量と集積された生産手段との範囲とによってのみ農民経営 (Bauernwirtschaft) から本質的に区別されただけである<sup>20)</sup>」。ここで指摘されていることは、その大農業においては「分業または機械が重要な役割を演ずることなく資本が大規模に作用していて、単純協業がなおつねに支配的形態である<sup>21)</sup>」ということであろう。しかし、ここで注目に価することは、この一文から、マニュファクチュア時代に照応する大農

18) K I, S. 773. K I (MEW, Bd. 23) S. 761—2. 河出版①, 576ページ。岩波版 I, 919ページ。大月版 I, 959ページ。これらの点に関しては、福富正実稿「農民的分割地所有と地代論」, 山雪会編『現代農業と小農問題』(有斐閣発行, 1972年)422—3ページにおいて、見事に叙述されている。

19) K I, S. 352. K I (MEW, Bd. 23) S. 356. 河出版①, 273ページ。岩波版 I, 434ページ。大月版 I, 441ページ。

20) K I, 351. K I (MEW, Bd. 23) S. 355. 河出版①, 272—3ページ。岩波版 I, 433ページ。大月版 I, 439ページ。

21) K I, 351. K I (MEW, Bd. 23) S. 355. 河出版①, 273ページ。岩波版 I, 433ページ。大月版 I, 439—40ページ。

業においては、かなりの賃金労働者が雇用されていた、ということである。したがって、本来のマニファクチュア時代に照応していた大農業には、近代社会の骨組をなす三つの階級、すなわち賃金労働者、産業資本家、土地所有者が全部いっしょに現われて相対立していたといえるであろう。

したがって、この点に留意すれば、16世紀末のイギリスに存在していた「資本制的借地農業者」という一階級は、立派な文字通りの「資本制的借地農業者」といえよう。

問題の「資本制的借地農業者」の性格の検討には、『資本論』第3巻第47章第4節「貨幣地代」の以下の叙述がきわめて重要な手掛かりになるであろう。少しながいが、引用しておこう。

「ひとは、資本制的借地農業者が農業生産に参加するということだけによって、つぎのこと、すなわち、以前から何らかの形態で地代を支払っていた土地生産物の価格は、少なくともこの参加当時には製造業の生産価格よりも高くなければならぬ——この価格が独占価格の高さに達するからにせよ、この価格が土地生産物の価値まで高騰しており、土地生産物の価値は、平均利潤によって調整される生産価格よりも事実上高いからにせよ——ということが証明されるものと想像することもできよう。というのは、そうでなければ、資本制的借地農業者は、土地生産物の時価では、まず平均利潤をこの生産物の価格から実現し、ついで、その同じ価格からさらにこの利潤をこえる超過分を地代の形態で支払うことはできないであろうからである。そこでひとは次のように結論することもできよう、すなわち、資本制的借地農業者が土地所有者と契約を結ぶときに彼の基準となる一般的利潤率は、地代を含むことなしに形成されていたのであり、したがって、それが調整者として農村生産に入りこむや否や、この超過分を見いだして土地所有者に支払うのである、と。たとえばロトベルトウス氏が事柄を説明するのはこの伝統的な仕方によってである。

だが、第1に。農耕への、自立的で指導的な力としての資本のこの参加は、一挙にかつ一般的に生ずるのではなく、漸次的にかつ特殊的生産部門において生ずる。それがまずとらえるのは、本来の農耕ではなく、牧畜、とくに牧羊——その主生産物である羊毛は、工業の興隆期にはさしあたり生産価格をこえる市場価格の永続的な超過分を提供するのであって、この超過分はやっとなつて均等化する——のような生産部門である。16世紀中のイギリスにおいてそうであった。

第2に。この資本制的生産はさしあたり散在的にのみ開始されるのだから、独自の豊饒度または特に有利な位置によって全体として差額地代を支払いうるような地所の集団だけを占領するという仮定には、けっして反対すべき点はない。

第3に。仮りに、土地生産物の価格は、事実上、都市需要の重さの増加を前提とする資本制的生産様式の開始当初には、たとえば17世紀の最後の3分の1期にイギリスでは疑いもなくそうであったように生産価格よりも高かったとしても、これは、この生産様式が資本のもとへの農業のたんなる包摂から幾らか脱出すれば、そしてこの生産様式の発展と必然的に結びついた農業上の改良および生産費の低下が生ずれば、18世紀の前半にイギリスでそうだったように、土地生産物の価格下落という反作用によって相殺されるであろう。

だから、この伝統的な仕方では、平均利潤をこえる超過分としての地代は説明されえない。地代は、最初には歴史的にあるがままのどんな事情のもとで出現しようとも、その事情がひとたび根が張った以上は、もはや、さきに展開された近代的諸条件のもとでのみ生じうる<sup>22)</sup>」。

上の引用文では、たとえばロトベルトウス氏のような、伝統的な仕方では、平均利潤をこえる超過分としての地代を説明することができない、ということが叙述されているのである。しかし、ここで注目に価することは16世紀末のイギリスで存在していた「資本制的借地農業者」および17世紀の最後の3分の1期でのイギリスの「資本制的借地農業者」が、土地生産物の市場価格の生産価格をこえる超過分、換言すれば、非農業的資本の平均利潤によって規制された平均利潤をこえる超過分を、地代として、土地所有者に支払うことができたということである。以下、この点について考察しよう。

マルクスは、第3巻第40章「差額地代の第2形態(差額地代Ⅱ)」において、農業部門において資本がまずとらえるのは、本来的農耕——すなわち、「住民の生活手段である主要植物質の生産<sup>23)</sup>」——ではなくして、収畜、とくに牧羊のような生産部面である、ということをも、以下のように述べている。

22) K III, S. 852—3. K III (MEW, Bd. 25) S. 809—10. 河出版④, 287—8 ページ。岩波版Ⅲ, 1,001—2 ページ。大月版Ⅲ, 1,026—8 ページ。

23) K III, S. 663. K III (MEW, Bd. 25) S. 628. 河出版④, 143 ページ。岩波版Ⅲ, 774 ページ。大月版Ⅲ, 794 ページ。

「資本制的生産様式がここで特徴的に登場するかぎりでは、この登場は、最初にまず、なかならず牧羊場および牧畜において生ずるが、ついでは、相対的に小さな地面での資本の集積においてではなく、馬の維持費その他の生産費が節約される大規模生産において生ずる<sup>24)</sup>」。

「農耕への、自立的で指導的な力としての資本のこの参加は、一挙にかつ一般的に生ずるのではなく、漸次的にかつ特殊の生産部門において生ずる。それがまずとらえるのは、本来の農耕ではなく、牧畜、とくに牧羊……のような生産部門である。16世紀中のイギリスにおいてそうであった」（このか所は前出し）。

したがって、16世紀中のイギリスにおいては、資本がまずとらえたのは、本来的農耕ではなく、牧畜、とくに牧羊のような生産部面であった。それゆえに、マルクスの言う、「富裕な『資本制的借地農業者』という一階級」は、牧畜、とくに牧羊の生産部面で支配的に現われたものであろう。もっとも、この時代には、羊毛や肉類だけではなく穀物の価格も継続的に騰貴していたのだ<sup>25)</sup>から、本来的農耕部面においても、「富裕な『資本制的借地農業者』」が現われていたとしても不思議ではないであろうが。

ここで、問題のか所、すなわち「ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしても」というか所に関する井上周八教授の所説を見て置かなければならない。同教授は、問題のか所から生ずる疑点の解明に当られて、以下のように言われている。

「なるほど14世紀に早くも資本主義はその萌芽をみせ、16世紀末に『資本制的借地農業者なる一階級』が生み出されてはいたが、彼らはまだ支配的ではなく、またその支払う地代も決して平均利潤以上の超過利潤としての資本制地代ではなく、……。それ故マルクスは封建的土地所有の解消の結果として成立した分割地所有を資本制地代の発生日の見地から考察するにあたって、イギリスの史実を念頭に置いていたと考えられるのであるが、その場合の資本家的借地農は生産価格法則が支配する段階における平均利潤以上の超過利潤

24) K III, S. 727. K III (MEW, Bd. 25) S. 688. 河出版④, 191ページ。岩波版Ⅲ, 849ページ。大月版Ⅲ, 871ページ。

25) vgl. K I, S. 783—4. K I (MEW, Bd. 23) S. 771—2. 河出版①583ページ。岩波版Ⅰ, 929—30ページ。大月版Ⅰ, 970ページ。参照のこと。

を地代として支払うところの資本制的借地農ではなく、従って農民的分割地所有と、このような資本制的借地農との併存という理解に立つことができないと思われる。……資本制的借地農——とはいえそこにはまだ生産価格法則は成立していない——や、農民経営と同じような段階の小借地農経営における農民的経営が依然として支配的である段階を想定しているとみてよいであろう<sup>26)</sup>」。

このように、井上周八氏は、16世紀末イギリスにおいて存在していた「資本制的借地農業者」が、生産価格法則の支配する段階における平均利潤以上の超過利潤を地代として支払うところの資本制的借地農業者ではない、とされている。はたしてその通りであろうか？ この点について、以下検討しよう。

ところで、『資本論』第3巻第47章第5節「分益経営と農民的分割地所有」において言及されている「平均利潤」や「生産価格」は、農村の諸関係の外部で、非農業的生産部門において形成されたものである。マルクスは、第47章第4節「貨幣地代」において、以下のように述べている。

「資本制的借地農業者が土地所有者にたいしてどんなに多く、またはどんなに少なく支払うかは、平均的には、限界としては、非農業的生産部面における資本がもたらす平均利潤によって、またその平均利潤によって規制される非農業的生産価格によって、規定されている<sup>27)</sup>」(傍点は東井)。

「平均利潤は、また平均利潤によって規制される生産価格は、農村の諸関係の外部で、都市商業および製造業の圏内で形成される<sup>28)</sup>」。

さらに、農業における資本制的生産様式のもとでも、マルクスが『剰余価値学説史』Ⅱで述べているように、「歴史的にも——資本制的生産が農業では製造工業よりも遅れて現われるかぎり——農業利潤は工業利潤によって規定されるのであって、その逆ではない<sup>29)</sup>」。また、『資本論』第3巻第39章「差額地代の第

26) 井上周八, 前掲稿, 249—50ページ。

27) K III, S. 851. K III (MEW, Bd. 25) S. 808. 河出版④, 286ページ。大月版Ⅲ, 999ページ。大月版Ⅲ, 1,025ページ。

28) K III, S. 851. K III (MEW, Bd. 25) 808—9. 河出版④, 286ページ。岩波版Ⅲ, 1,000ページ。大月版Ⅲ, 1,026ページ。

1形態（差額地代I）」においても、「農業利潤が工業利潤を規定するのではなく、その逆である<sup>30)</sup>」と述べられてある。だから、以下の叙述で言及されている「平均利潤」および「生産価格」は、「非農業的生産部面における資本がもたらす平均利潤」（このか所は前出し）であり、「またその平均利潤によって規制される非農業的生産価格によって、規定されている」（このか所は前出し）「生産価格」のことである。

したがって、問題の「資本制的借地農業者」の利潤や生産価格は、「非農業的生産部面における資本がもたらす平均利潤によって、またその平均利潤によって規制される非農業的生産価格によって、規定されている」（このか所は前出し）。そして、この「資本制的借地農業者」が土地所有者にたいして、地代をどれだけ支払うかは、「平均的には、限界としては」、非農業的生産価格によって、規定されているのである。それゆえに、問題の「資本制的借地農業者」は、「農村の諸関係の外部で、都市商業および製造業の圏内で形成される」（このか所は前出し）生産価格の法則によって支配されて、平均利潤以上の超過利潤を地代として支払っていた、と考えられる。つまり、問題の「資本制的借地農業者」も、生産価格の法則に支配されていたのであった。

たまたま、16世紀中のイギリスにおいては、牧畜、とくに牧羊のような生産部門においては、その主産物である羊毛の価格が騰貴していた。かかる羊毛の価格騰貴は、「工業の興隆期にはさしあたり生産価格をこえる市場価格の継続的な超過分」（このか所は前出し）を提供してくれたのであった。したがって、問題の「資本制的借地農業者」は、その生産物の市場価格の生産価格をこえる超過分、換言すれば平均利潤をこえる超過分、すなわち資本制地代を支払うこと

---

29) Karl Marx, Theorien über den Mehrwert, Zweiter Teil (MEW, Bd. 26 II) S. 463. 『マルクス＝エンゲルス全集』第26巻第2分冊、時永淑訳（大月書店、1971年）632-3ページ。

30) K III, S. 705. K III (MEW, 25) 667ページ。河出版④705ページ。岩波版Ⅲ, 823ページ。大月版Ⅲ, 844ページ。

ができたであろう。

羊毛生産物の価値は、農業資本の有機的構成の結果として、非農業的平均利潤によって調整される生産価格よりも事実上高いとはいえ、その市場価格がその生産価格をこえてどの程度まで価値に近づくかは、ただただ、当時の「一般的な市場状態」に依存していたであろう。たとえば、土地所有が羊毛の生産物の市場価格を生産価格以上に上げることがないとしても、「一般的な市場状態」が羊毛の市場価格を生産価格以上に上げて価値の高さまで上げていたとしよう。そうだとした場合この市場価格のその生産価格をこえる超過分が土地所有者に地代として支払われた場合には、この地代は、「絶対地代」といっても差し障りがないであろう。マルクスは、第3巻第45章「絶対地代」にて言う、「いずれにせよ、この絶対的な、生産価格をこえる価値の超過分から生ずる地代は、ただ、農業剰余価値の一部であり、この剰余価値の地代への転形であり、土地所有者によるその横取りであって、それはあたかも、差額地代が、一般的調整的生産価格のもとで、超過利潤の地代への転形から、土地所有者によるその横取りから生ずると同じことである。地代のこの両形態は唯一の正常な形態である<sup>31)</sup>」。

ついでに述べておけば、たまたま、羊毛の市場価格が生産価格をこえて騰貴し、その市場価格のその生産価格をこえる超過分を地代として支払いえたというこの事柄からは、理論的に「絶対地代」を説明することができないであろう。というのは、市場諸関係によって、この羊毛の市場価格がその生産価格に等しくなり、市場価格の生産価格をこえる超過分がなくなったときには、最劣等地では平均利潤をこえる地代が支払いえなくなるからである。したがって、絶対地代は、農業資本の構成の結果として土地生産物がその生産価格よりも高く、土地所有がその市場価格をその生産価格よりも高く上昇さすということによって説明しなければならぬ。だからといって、羊毛の市場価格のその

31) K III, S. 813—4. K III (MEW, Bd. 25) S. 772. 河出版④, 257ページ。岩波版Ⅲ, 956ページ。大月版Ⅲ, 980ページ。

生産価格をこえる超過分が、最劣等地を耕作する「資本制的借地農業者」によって、地代として土地所有者に支払われているかぎりでは、この超過分が絶対地代ではないといいきることができないであろう。その超過分はまさしく「絶対地代」として事実上把握することができよう。

本筋にたちもどろう。羊毛の市場価格のその生産価格をこえる超過分が、最劣等地を耕作する「資本制的借地農業者」によって、地代として、いったん、土地所有者に支払われるなれば、土地所有者は、「土地所有の独占」、「制限としての土地所有」の力によって、絶対地代を要求しつづけるであろう。他方、「資本制的借地農業者」は、資本の力によって、非農業的平均利潤によって規制された「平均利潤」を要求しつづけるであろう。最劣等地での「絶対地代」が根を下ろして、資本制地代が優勢になってくるのは、イギリスでは近代的農業の始まる18世紀中葉以降のことと考えられるであろう。

ところで、問題の「資本制的借地農業者」という一階級は、「自分の賃労働者と自分の地主とを犠牲にして」、みずからを富裕化したのであった。というのは、16世紀のイギリスでの「貴金属したがって貨幣の価値の継続的減少」が「労賃を低下させ」て、「この労賃の一部分が借地農業利潤につけ加えられた」からであり、穀物や羊毛や肉類などの、全農業生産物の「継続的な価格騰貴」が借地農業者の貨幣資本を膨張させたが、長期の借地契約によって、地代が「古い貨幣価値で契約されていた」からである<sup>32)</sup>。

次に、マルクスは、同じく、第47章第5節において、「土地生産物の価格は、事実上都市需要の重さの増大を前提する資本制的生産様式の開始当初には、たとえば17世紀の最後の3分の1期にイギリスでは疑いもなくそうであったように生産価格よりも高かった」（このか所は前出し）と述べている。イギリスでは、当時、穀物価格が騰貴していたことは史實的に明らかである。したがって、マルクスの言う「土地生産物の価格」とは穀物価格と理解してもよいであ

32) vgl. K I, S. 783—4. K I (MEW, Bd. 23) S. 771—2. 河出版①, 583ページ。岩波版 I, 929—30ページ。大月版 I, 970—1 ページ。本誌137ページ参照。

ろう。

それはともかく、17世紀の最後の3分の1期にイギリスでは、穀物の市場価格はその生産価格よりも高かったので、「資本制的借地農業者」は、穀物価格のその生産価格をこえる超過分、換言すれば平均利潤をこえる超過分を、地代として、土地所有者に支払いたであらう。最劣等地での、穀物価格の生産価格をこえる超過分は、「絶対地代」として類推的にとらえてもよいであらう。

要約すれば、イギリスの封建制から資本制への過渡期の後半に存在していた「資本制的借業者」の性格は、賃金労働者を雇傭し、土地所有者にたいして、土地生産物の市場価格の生産価格をこえる超過分（換言すれば、平均利潤をこえる超過分）を、資本制的地代として支払うところの、文字通りの資本制的借地農業者であった。差額地代の存在はいわずもがなである。

以上を要約しておこう。

第1に。16世紀末に「富裕な『資本制的借地農業者』という一階級」が存在していた。彼らは、農村部面全体において支配的ではなく、独立農民層であるヨーマンリーが支配的であった。

第2に。この「資本制的借地農業者」の土地生産物の価格は、「農村の諸関係の外部で、都市商業および製造業の圏内で形成される」「平均利潤によって規制される生産価格」によって規定される。

第3に。この「資本制的借地農業者が土地所有者にたいしてどんなに多く、またはどんなに少なく支払うかは、平均的には、限界としては、非農業的生産部面における資本がもたらす平均利潤によって、またその平均利潤によって規制される非農業的生産価格によって、規定されている」（このか所は前出し）。

第4に。16世紀中のイギリスにおいては、牧畜、とくに牧羊のような生産部門においては、その主産物である羊毛の価格が騰貴していた。かかる羊毛の価格騰貴は、「工業の興隆期にはさしあたり生産価格をこえる市場価格の継続的な超過分」（このか所は前出し）を提供してくれたのであった。したがって、問題の「資本制的借地農業者」は、その生産物の市場価格の生産価格をこえる超過

分、換言すれば平均利潤をこえる超過分、すなわち資本制地代を支払いえた。16世紀のイギリスでは、16世紀には穀物の価格も騰貴していたのだから、16世紀末に、本来的農耕部門においても、資本制地代を支払っていた「資本制的借地農業者」が存在していたとも考えられうるであろう。

第5に、17世紀の最後の3分の1期に、イギリスでは、土地生産物の市場価格は、疑いもなく、生産価格よりも高かった。当時の借地農業者階級は、市場価格の生産価格をこえる超過分、すなわち、市場価格の平均利潤をこえる超過分、換言すれば非農業的平均利潤に規制される平均利潤をこえる超過分を、資本制地代として支払いえた「資本制的借地農業者」であった。

最後に、生産関係の視点からみても、この借地農業者はかなりの賃金労働者を雇用していて、土地所有者に資本制地代を支払っていたので、文字通りの資本制制的借地農業者であった。

農村の諸関係の外部で、都市商業や製造業の圏内で形成される平均利潤によって規制される生産価格によって、土地生産物の価格が調整されるようになると、分割地農民の土地生産物の価格形成の特殊性はどのようになるのかについてどのように考えれば良いかについては、稿をあらためなければならぬ。